

○ 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>（略）</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三、第二条の二又は第三条（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 六（略）</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。</p> <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>（略）</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三、第二条の二又は第三条（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通（法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「構造計算適合性判定」という。）を要する場合にあっては、副本二通）並びにこれらに添えた図書及び書類（第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。</p> <p>二 六（略）</p> <p>3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基</p>

準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどう  
うかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定め  
る基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土  
交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。）又は建築  
基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。  
）第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審  
査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次  
の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の第三十項の規定の適  
用を受ける場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 検査済証の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 施行規則第一条の第三十項（施行規則第三条の第三項及び第八  
条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する直前の確  
認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る  
建築物が施行規則第一条の第三十項の規定の適用を受けることがで  
きるものであることを確かめること。この場合において、直前の確  
認に要した図書及び書類により令第八十一条第二項又は第三項に規  
定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。

三・四（略）

五 法第六十八条の二十五第一項（法第八十八条第一項において準用す  
る場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定  
書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築  
物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が  
当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

六 法第三十八条（法第六十七条の二、法第六十七条の四及び法第八  
十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る  
認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る  
建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認  
定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめるこ

準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかど  
うかの審査（法第二十条第一号から第三号までに定める基準（同条第一  
号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によつ  
て確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するか  
どうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く  
。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二・三（略）

四 法第六十八条の二十六第一項（法第八十八条第一項において準用す  
る場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定  
書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築  
物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が  
当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

と。

七| 申請等に係る建築物等が、法第八十六条の七各項（これらの規定を法第八十七条第四項並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物若しくは工作物又は移転をする建築物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第八十六条の七各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

八・九| (略)

十| 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）、又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条第一項の規定又は令第三百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 (略)

五| 申請等に係る建築物等が、法第八十六条の七各項（これらの規定を法第八十七条第四項並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第八十六条の七各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

六・七| (略)

八| 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）、又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第六項又は第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条に適合していることを確かめること。

二 (略)

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ 法第二十条第一項第一号の規定に基づき令第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、法第二十条第一項第一号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。

ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(ii) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。）

(2)(iii)において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(iii) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ 法第二十条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。

ロ 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第二条第二項第二号（施行規則第三条の四第四項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。

(2) 法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(3) 判定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が

別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第一条の四(施行規則第三条の三第一項又は第八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

(iv) 都道府県知事等から第二第二項第七号の規定による照会があった場合においては、当該照会をした都道府県知事等に対して、当該照会に対する回答をすること。

(2) 適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

(ii) 申請書等並びに第二第四項第二号に規定する意見に関する記録及び同項第五号ロに規定する追加説明書により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、

同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(iii) 都道府県知事等から施行規則第三条の八の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査すること。

(iv) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会すること。

ハ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ

記載されているかどうかを確かめること。

(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第二第四項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。

ハ 法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(

(2)ただし書（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の第二項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（第二第三項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク等」という。）の提出があつたときは、別表は欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

二 令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものロ(1)(i)に定めるところによること。

ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 (略)

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係

は欄に掲げる審査すべき事項及び同表は欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

二 法第二十条第三号イの規定に基づき令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表は欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 (略)

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合

係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ・ロ (略)

#### 四 (略)

### 第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第三条の七（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された設計者が同

において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ・ロ (略)

#### 四 (略)

### 第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定の求めを受けたときは、施行規則第二条第二項各号に規定する図書及び書類が提出されていることを確かめるものとする。

- 法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
- イ 建築士名簿により確かめる方法
  - ロ 当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法
- 三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
- イ 一級建築士名簿により確かめる方法
  - ロ 申請者等に対し建築士法第十条の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法
- 四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。
- 五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。
- イ 証明書の写しが添えられていることを確かめること。
  - ロ 証明書の写し及び構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
- 六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を



受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

七 前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第六条第四項又は法第十八条第三項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること。

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行つた構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第二十条第一項の規定又は令第三百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行つた構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りではない。

三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。

イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。

(2) 建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。 )から施行規則第一条の四(施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。

二 法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 前号及び次のイからハまでに定めるところにより行うこと。この場合において、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書(施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する磁気ディスク等(この号において単に「磁気ディスク等」という。)の提出があつたときは、別表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

イ 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種類、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの使用条件に適合することを確かめること。

ロ 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣

かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等に  
対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

- (3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等が別表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があるとき、施行規則第三条の八(施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)(一)の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

ロ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものイ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確認するとともに、申請又は通知の際に磁気ディスク等の提出があつたときは、別表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- (1) 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種類、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの使用条件に適合することを確かめること。
- (2) 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものをを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
- (3) 申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあつては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

ハ 認定を受けたプログラムと同一のものをを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあつては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前二項の審査において、都道府県知事にあつては構造計算適合性判定のための審査を行う委員会の設置その他の適切な実施体制によって、指定構造計算適合性判定機関にあつては原則として二名以上の構造計算適合性判定員（法第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員をいう。）によって、審査を行うこと。

二 前二項の審査において、法第六条の第三項又は法第十八条第六項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

三 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものと判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。

四 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前二項の審査において、都道府県知事にあつては構造計算適合性判定のための審査を行う委員会の設置その他の適切な実施体制によって、指定構造計算適合性判定機関にあつては原則として二名以上の構造計算適合性判定員（法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員をいう。）によって、審査を行うこと。

二 前二項の審査において、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第六項の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第三十一条の十一第一項に規定する構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書として記録すること。

三 前二項の審査において、次号に規定する場合を除き、法第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定により建築主事又は指定確認検査機関にその結果を記載した通知書に、次に掲げる書類を添えて、これを交付すること。

イ この指針に従つて構造計算適合性判定を行ったことを証する書類  
ロ 第一第四項第三号ロ(1)の規定により求められた留意事項に対する回答その他構造計算適合性判定における所見を記載した書類

四 前二項の審査において、構造計算適合性判定の求めによる構造計算が適正に行なわれたものであるかどうかを判定することができないときは、建築主事又は指定確認検査機関に対して、その旨及びその理由を通知すること。この場合において、第一第五項第三号の規定により同号イの補正が行われたとき又は同号ロの追加説明書が提出されたときは、これらの書類を第二項の図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六 構造計算適合性判定を行っている期間中において申請者等が構造計算適合性判定の申請又は通知に係る建築物の計画を変更しようとするときは、当該構造計算適合性判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

七 建築主事等から第一第四項第三号ロ(2)(iv)の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

### 第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

### 第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十五項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二（略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第十三項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則

2 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十四項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二（略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八條の二第八項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則

則第八条の第十三項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおりに実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項(これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二(施行規則第八条の第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書(次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。)を交付すること。

### 三 (略)

#### 第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第二十項(これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十九項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条の八第一項(施行規則第四条の十一の二又は施行規

則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおりに実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十六項(これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二(施行規則第八条の第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書(次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。)を交付すること。

### 三 (略)

#### 第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項(これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条の八第一項(施行規則第四条の十一の二又は施行規

則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 (略)

三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第一項第四号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する書類(以下第四において「軽微な変更説明書」という。)が添えられていることを確かめること。

3

申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第四において「申請等に係る建築物等」という。)について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおり実施されたもの

則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 (略)

三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第一項第四号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する書類(以下第四において「軽微な変更説明書」という。)が添えられていることを確かめること。

3

申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第四において「申請等に係る建築物等」という。)について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおり実施されたもの

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第二十二項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の九（施行規則第八条の二第十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 (略)

別表

(イ)	区分	(イ)	
	令第八十条第二項第一号事に規定する保有力計算により安全性を確かめ		
(ロ)	図書の種類	(ロ)	
	特別な調査又は研究の結果等説明書		
(ハ)	審査すべき事項	(ハ)	
	法第六十八条の二の二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。		
(ニ)	判定すべき事項	(ニ)	
	法第六十八条の二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。		

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第十九項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の九（施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 (略)

別表

(イ)	区分	(イ)	
	令第八十条第二項第一号事に規定する保有力計算により安全性を確かめ		
(ロ)	図書の種類	(ロ)	
	特別な調査又は研究の結果等説明書		
(ハ)	審査すべき事項	(ハ)	
	法第六十八条の二の二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。		
(ニ)	判定すべき事項	(ニ)	
	法第六十八条の二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。		





		計算により安全性を確かめた建築物	
(略)			
(略)	(略)	な構造方法等が使用されている場合には、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	
(略)	(略)	は、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	
		計算により安全性を確かめた建築物	
(略)			
(略)	(略)	その他特殊な構造方法等が使用されている場合には、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	
(略)	(略)	等が使用されている場合には、その認定番号、使用条件及び内容が明記されており、それらが適切であること。	